

令和4年度版 ネウボラ あきたかた 子育てガイド

妊娠前から子育ての相談は 『ネウボラ あきたかた』 へ

『ネウボラ あきたかた』は、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育てをするすべての方の個々の相談に寄り添い、安心して子育てができる地域づくりを目指しています。

ネウボラとは、フィンランド語で『アドバイスの場所』を意味します。
妊娠前から子育ての相談は 『ネウボラ あきたかた』へ！



ネウボラ あきたかた（安芸高田市子育て世代包括支援センター）
安芸高田市健康長寿課母子保健係
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
電話・お太助フォン：42-5633
URL：kenkochoju@city.akitakata.jp

目次

✚ 妊娠を希望される方へ……………P1 ～ P2

- ① 特定不妊治療費の助成
- ② 不妊検査・一般不妊治療費の助成
- ③ 不育症でお悩みの方へ
- ④ 風しんの抗体検査を受けましょう

✚ 妊娠が分かったら……………P3 ～ P4

- ① 妊娠の届出
- ② 子育てアプリあきたかた「母子モ」を上手に利用しましょう
- ③ 妊婦健康診査は定期的に受診しましょう
- ④ 妊産婦歯科健康診査を受診しましょう
- ⑤ 妊婦相談会
- ⑥ マタニティ教室
- ⑦ 産前産後サポート事業
- ⑧ 助産師による電話相談や家庭訪問

✚ 出産してから……………P5

- ① 出生届出
- ② 産婦健康診査を受診しましょう
- ③ 赤ちゃん訪問
- ④ 産後ケア事業

✚ 健康診査・育児相談等について……………P6 ～ P11

- ① 乳幼児健康診査
- ② 乳幼児の育児相談会等
育児相談会・母乳相談会
すくすく教室
10か月児相談会
2歳6か月児相談会
健診事後相談会
5歳児相談会
子育てアプリあきたかた「母子モ」オンライン育児相談会
- ③ 予防接種を受けましょう



- ④ 親子体操・親子交流会
- ⑤ 個別相談・個別マッサージ・親子教室
- ⑥ 園庭開放・子育て広場
- ⑦ オンライン「おしゃべり広場」
- ⑧ 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の入園
- ⑨ 一時預かり
保育室～ふわふわ～
- ⑩ 病児・病後児保育
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 児童発達支援事業
- ⑬ 放課後等デイサービス
- ⑭ ファミリー・サポート・センター事業

知っておきたいお金のこと……………P 1 2 ～ P 1 4

- ① 出産育児一時金
- ② 医療費の助成
未熟児養育医療費助成・自立支援医療（育成医療）・乳幼児等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障害者医療費助成・精神障害者医療費助成
- ③ 保育料無償化
- ④ 児童手当
- ⑤ 特別児童扶養手当
- ⑥ 児童扶養手当
- ⑦ 誕生祝い金
- ⑧ 在宅育児世帯支援給付金

押さえておこう救急医療……………P 1 5

災害に備えておきましょう……………P 1 5 ～ P 1 6

STOP！子どもの虐待……………P 1 7

🌸 妊娠を希望される方へ

特定不妊治療費の助成、不妊検査・一般不妊治療費の助成

助成項目	対象者等	備考
① 特定不妊治療費の助成 令和4年4月から、特定不妊治療費が保険適用となっています。	①安芸高田市に住所がある方 ②広島県特定不妊治療支援事業の助成を受けた方 ③夫婦ともに地方税等の滞納がないこと	安芸高田市では、広島県の助成を受けた方で、その助成額を除いた費用の上限15万円までを助成します。 令和3年度から令和4年度をまたいだ1回分の治療費については助成の対象となります。
② 不妊検査・一般不妊治療費の助成 不妊検査・一般不妊治療にかかった費用の一部を助成します。	①安芸高田市に住所がある方 ②夫婦が共に受けた検査・治療で広島県不妊検査費等助成事業の助成を受けた方 ③検査・治療開始時の妻の年齢が35歳未満であること ④夫婦ともに地方税等の滞納がないこと	広島県の助成を受けた方は、その助成額を除いた費用を上限5万円まで助成します。



③ 不育症でお悩みの方へ

妊娠はするけれど、流産や死産もしくは生後1週間以内に死亡する新生児死亡などを繰り返すことを「不育症」といいます。

不育症の原因はさまざまですが、適切な検査や治療を行うことで、出産することができると言われています。また、広島県や安芸高田市では、不育症で悩んでいる方のための相談を助産師が行っています。詳しくは広島県のホームページ等をご覧ください。

問い合わせ先： ■広島県不妊専門相談センター

電話相談：082-870-5445

月・木・土曜日 10時～12時30分

火・水・金曜日 15時～17時30分

FAX相談：082-870-5445

電子メール相談：メール相談フォームから相談

■安芸高田市健康長寿課（ネウボラ あきたかた）

電話・お太助フォン：42-5633

④ 風しんの抗体検査を受けましょう

風しんは風しんウイルスを原因として、発熱や発疹、リンパの腫れを主症状とする感染症です。感染力が強く、大人になって感染すると症状がひどくなることがあります。また、妊婦の感染は胎児に障害を引き起こす可能性があります。

妊娠中は予防接種ができないので、妊娠前に検査と予防接種を済ませましょう。

【 追加的対策の風しん抗体検査・予防接種 】

実施期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日まで

対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※ 無料クーポン券が届いた方は、医療機関や健康診断で抗体検査を受けましょう。



問い合わせ先：安芸高田市健康長寿課（ネウボラ あきたかた）

電話・お太助フォン：42-5633

妊娠が分かったら



① 妊娠の届出

保健師が「子育て支援プラン」の説明を行い、母子健康手帳や妊産婦健康診査などの受診票・補助券を交付します。安心して出産を迎えられるよう、助産師による電話や相談・家庭訪問も受けられます。届出時には、妊娠週数や出産予定日が分かるものやマイナンバーがわかるものをご持参ください。

② 子育てアプリあきたかた「母子モ」

妊娠中の記録ができたり、赤ちゃんの予防接種の接種時期・健康診査や園庭開放等の地域の情報をスマートフォンやタブレット端末で閲覧することができます。電子版母子健康手帳として、ご家族で共有することもできます。

③ 妊婦健康診査

妊娠中のお母さんと赤ちゃんが健康であるために、産科医療機関や助産院において必要な検査が行われます。母子健康手帳の別冊（妊婦健康診査受診票・補助券）を交付しますので、健診時に利用しましょう。また助産院で妊婦健診を希望される方は、受診票・補助券の差し替えが必要となりますので、申し出てください。

【標準的な妊婦健診の回数】

時 期	頻 度
妊娠初期～23 週	4 週間に 1 回
妊娠 24 週～35 週	2 週間に 1 回
妊娠 36 週～出産まで	1 週間に 1 回

④ 妊産婦歯科健康診査

妊娠中のお母さんや赤ちゃんの歯とお口が健康であるために、歯科医療機関で行う健康診査です。安芸高田市内の歯科医療機関へ予約し、妊娠届出時に交付する妊産婦歯科健康診査受診票と母子健康手帳を持参し受診しましょう。

【歯科健診の時期】 妊娠 20 週ごろ～産後 1 年未満の間に 1 回受けましょう。

⑤ 妊婦相談会

妊娠中のお母さんと赤ちゃんが健康であるために、毎月、育児相談会と併せて妊婦相談会を実施しています。妊娠中の過ごし方や、乳房の手入れなど助産師が個別に相談に応じます。相談を希望される方は予約をしてください。

⑥ マタニティ教室

妊娠中のお母さんとそのご家族が安心して出産や育児を行えるよう、毎月マタニティ教室を実施しています。参加を希望される方は予約をしてください。

詳しくは安芸高田市ホームページをご覧ください。

対象者：妊娠5か月から9か月の妊娠中の方とそのご家族

定員：6人程度

内容：妊娠中の過ごし方や出産について、妊娠中の食事について
マッサージとふれあい遊びについて、産後のサポートについて
※沐浴（赤ちゃんのお風呂）や妊婦模擬体験等ができます。

⑦ 産前産後サポート事業

妊娠中から産後に、日中の家事や育児が行いにくく、支援が必要な方のご自宅へ訪問介護士（ホームヘルパー）を派遣して、家事及び育児をサポートします。利用を希望される方はご連絡ください。

詳しくは、安芸高田市ホームページをご覧ください。

対象者：妊娠中の方及び産後1年未満の産婦の方

内容：家事に関すること（掃除・洗濯・買い物・食事の準備や片付け等）
育児に関すること（授乳介助・おむつ交換・沐浴介助・兄弟の世話等）

回数：20回（多胎の方は40回） 1回当たり1時間～1時間30分

料金：無料

事業所：安芸高田市社会福祉協議会訪問介護事業所（吉田・甲田）
JA広島北部訪問介護事業所（美土里）等

⑧ 助産師による電話相談や家庭訪問

妊娠中から産後1年未満の妊産婦の方で、出産や育児に不安がある場合、電話や家庭訪問により助産師が相談に応じています。訪問等を希望される方は、ご連絡ください。



問い合わせ先：安芸高田市健康長寿課（ネウボラ あきたかた）

電話・お太助フォン：42-5633



出産してから



① 出生届出

病院等医療機関で出生された場合は、病院で出生証明書（出生届）を受け取ってください。それ以外で出産された場合は、本庁総合窓口課・各支所で出生届の用紙を受け取り、助産院等で記入してもらってください。また、出生届は、生まれた日を含めて14日以内に届出が必要です。

■ 出生届出に必要なもの

出生届（出生証明済みのもの）、母子健康手帳

■ 届出地

父母の本籍地、お子さんの出生地、届出人の住所地、一時滞在地

② 産婦健康診査

産後のお母さんの体調を確認するために、産婦健康診査を受けましょう。受診票は妊娠届出時に交付しますので、健診当日にアンケートを記入して受診しましょう。

【標準的な産婦健診の回数】

産後2週間 1回

産後1か月 1回

③ 赤ちゃん訪問

生後1か月前後に保健師が家庭訪問を行います。赤ちゃんの体重測定や育児相談、また、予防接種券をお渡しし、予防接種について説明します。気になることがあったら何でも相談してください。

④ 産後ケア事業

産後のお母さんが安心して子育てができるよう、産後ケア事業を行っています。利用を希望される方は、ご連絡ください。

詳しくは、安芸高田市ホームページをご覧ください。

対象者：産後1年未満の産婦の方とその赤ちゃん

内容：産後の心身の休息と体力回復のためのケアや乳房ケア、育児相談、沐浴等
（宿泊型、通所型、訪問型があります）

回数：宿泊型は6泊7日 通所型・訪問型は7日

料金：無料（宿泊及び通所型での食事代は別途かかります）

事業所：広島県助産師会に登録している助産院

問い合わせ先：安芸高田市健康長寿課（ネウボラ あきたかた）

電話・お太助フォン：42-5633

健康診査・育児相談会等について



① 乳幼児健康診査

生後1か月から、赤ちゃんの健康状態を確認するため、健診が受けられます。下記を目安にして定期的に健診を受けましょう。また、満1歳になるまでに病院などの医療機関で利用できる乳児一般健康診査受診票を妊娠届出時に交付しますので利用しましょう。

市の健診は無料で受けることができ、身体計測・医師や歯科医師による診察、発達・栄養・歯科・生活の相談ができます。対象者の方には、子育てアプリあきたかた「母子モ」や個人通知でお知らせします。

健診名	時期	受診場所
1か月児健診	1か月	医療機関
3・4か月児健診	3～4か月	保健センター（市の集団健診）
6・7か月児健診	6～7か月	医療機関
9・10か月児健診	9～10か月	医療機関
1歳児健診	1歳	医療機関
1歳6か月児健診	1歳6～7か月	保健センター（市の集団健診）
2歳児健診	2歳	医療機関
3歳児健診	3歳5～6か月	保健センター（市の集団健診）
4歳児健診	4歳	医療機関
5歳児健診	5歳	医療機関

② 乳幼児の育児相談会等

相談会等では、身体計測や発達の相談、栄養や歯科・生活に関する相談や、母乳マッサージ等、個別に相談できます。詳しくは、市ホームページや子育てアプリあきたかた「母子モ」をご覧ください。

なお、対象者には個人通知でお知らせします。

相談名	対象	相談場所
育児相談会	就学前までの乳幼児	保健センター
母乳相談会	産後の方	
すくすく教室	6か月児	
10か月児相談会	9～10か月	
健診事後相談会	健診を受けられた幼児	
2歳6か月児相談会	2歳6か月	
5歳児相談会	5歳	

問い合わせ先：安芸高田市健康長寿課（ネウボラ あきたかた）

電話・お太助フォン：42-5633

※ 育児相談・母乳相談

育児や母乳栄養に関する相談を毎月開催しています。赤ちゃんの身体計測や育児・栄養・歯科相談ができます。また、母乳相談は個別に行いますので、予約をしてください。

※ すくすく教室

からだや心の発達の基礎がつくられる時期の大切なお話や親子で楽しめるふれあい遊びが体験できます。離乳食やお口についてのお話、ベビーマッサージなどを行っています。

※ 10 か月児相談会

10 か月児のお子さんを対象に相談会を毎月実施しています。対象者の方には、子育てアプリあきたかた「母子モ」や個人通知でごお知らせします。身体計測や育児・栄養・歯科相談ができます。離乳食や仕上げ歯磨きについてのお話を聞いて、育児に活かしてみてください。

※ 2歳6か月児相談会

2歳6か月のお子さんを対象に相談会を実施しています。対象者の方には、子育てアプリ「母子モ」や個人通知でご案内します。身体計測や育児・栄養・歯科相談ができます。また市広報紙に掲載する写真撮影を行っています。写真撮影を希望される方は、当日申し出てください。

※ 健診事後相談会

1歳6か月健診や3歳児健診等を受けられた方を対象に、健診事後相談会を実施しています。言葉の発達や落ち着きのなさなどについて相談ができます。保護者の方へお子さんとのかかわり方等についてもお伝えします。

※ 5歳児相談会

年中児（4歳～5歳）の子どもさんを対象に就学前相談会を実施しています。対象者の方には、子育てアプリあきたかた「母子モ」や個人通知でご案内します。身体計測や視力検査・発達や栄養の相談もできます。小学校へ入学するまでに気になることがある方はぜひご相談ください。

※ 子育てアプリあきたかた「母子モ」オンライン育児相談会

育児や栄養に関する相談会をオンラインで毎月開催しています。相談を希望される方は、予約をしてください。詳しくは、安芸高田市ホームページをご覧ください。

③ 予防接種を受けましょう

生後2か月を過ぎたら、医療機関において予防接種を受けましょう。医療機関に予約をし、接種当日は予防接種券・予診票・母子健康手帳を持参しましょう。また、子育てアプリあきたかた「母子モ」を利用すると、予防接種のスケジュール管理ができます。

問い合わせ先：安芸高田市健康長寿課（ネウボラ あきたかた）

電話・お太助フォン：42-5633

④ 親子体操・親子交流会

子育て支援事業として毎月行っています。

交流会	対象	場所
親子体操	0～1 歳児とその保護者	吉田運動公園 エアロビクス室
親子体操	2～4 歳児とその保護者	吉田運動公園 エアロビクス室
親子交流会	0～4 歳児とその保護者	クリスタルアージュ

※詳しくは、安芸高田市のホームページ等をご覧ください。

⑤ 個別相談・個別マッサージ・親子教室

就学までの乳幼児の心身の成長・発達に関する悩みなどの相談・個別マッサージに応じています。

楽しい遊びを取り入れながらお子さんの心とからだの育ちを支援する教室です。

教室	対象	場所
0 歳児教室	4 か月児健診後の乳児とその保護者	保健センター2 階
親子教室	1 歳 6 か月児健診後の幼児とその保護者	
1 歳児教室	1 歳児とその保護者	
2 歳児教室	2 歳児とその保護者	
3 歳以上児教室	3 歳児以上の幼児とその保護者	
フリー教室	1 歳 6 か月児～3 歳児までの幼児とその保護者	

問い合わせ先：こども発達支援センター 電話・お太助フォン：47-4151

⑥ 園庭開放・子育て広場

毎月、安芸高田市内の保育所（園）や幼稚園・こども園の園庭を開放しています。詳しくは、安芸高田市のホームページや子育てアプリあきたかた「母子モ」をご覧ください。

⑦ オンライン「おしゃべり広場」

毎月「Zoom（ズーム）」を利用して、保護者同士でおしゃべりをしたり、安芸高田市内の保育所（園）や子育て支援センターからの出し物を家に居ながらスマートフォンやタブレットなどで楽しむことができます。

詳しくは、安芸高田市のホームページや子育てアプリあきたかた「母子モ」をご覧ください。

問い合わせ先：安芸高田市子育て支援課 電話・お太助フォン：47-1283



⑧ 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の入園

保護者の方が、仕事や出産前後・介護等で児童の保育が困難で、保育所（園）等へ入園を希望される場合は、支給認定を受ける必要がありますので、入所申請書等を提出してください。

問い合わせ先：安芸高田市子育て支援課 電話・お太助フォン：47-1283

⑨ 一時預かり

安芸高田市内に在住する就学前のお子さんが対象です。里帰り等の特別な事情がある場合は、他市町村のお子さんでも利用できます。

各園で利用方法が異なりますのでお問い合わせください。

場 所：

施設名	住所	電話番号
可愛保育園	吉田町山手 647	43-1776
入江保育園	吉田町上入江 1986-2	43-1011
やちよ保育園	八千代町上根 1392	52-3048
みどりの森保育所	美土里町本郷 1714-2	54-0880
ふなさ保育園	高宮町佐々部 531	57-0007
くるはら保育園	高宮町原田 3380-4	57-1633
甲田いづみこども園	甲田町高田原 2500-3	45-7270
向原こぼと園	向原町坂 350	46-7022
清風会そらはる保育園（認可外）	吉田町竹原 1747	090-9137-2053

問い合わせ先：安芸高田市子育て支援課 電話・お太助フォン：47-1283
各保育所（園）

■ 保育室～ふわふわ～（安芸高田市社会福祉協議会）

安芸高田市に在住する生後6か月から小学校3年生までが対象です。里帰り等、特別な事情がある場合は、他市町村のお子さんでも利用できます。参観日・通院・美容院・冠婚葬祭・仕事など急な用事の時お子さんを時間単位でお預かりします。

事前の会員登録と予約が必要です。事前にご連絡ください。

利用時間：月曜日～金曜日 8：00～18：00

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休館）

問い合わせ先：安芸高田市社会福祉協議会 吉田支所
電話・お太助フォン：47-1311

⑩ 病児・病後児保育

お子さんが病気の「回復期」または「回復期に至らない場合」に保護者が仕事や病気・冠婚葬祭などの理由により、保育できない場合、一時的にお子さんをお預かりします。

対象児：生後6か月から小学校3年生までの児童

定員：3名

利用時間：月～金曜日 9時～17時

土・日曜及び祝日や年末年始は利用できません。

連続して5日まで利用できます。

利用料金：1日利用2,000円 半日利用（4時間）1,000円

対象となる病気：風邪、消化不良症等、乳幼児が日ごろかかる疾患、喘息、骨折等
ただし、38.5度以上の発熱が続いている、下痢や嘔吐がひどい、脱水症状がある、伝染病（麻疹・風しん・百日咳等）にかかっている等の場合は、お子さんをお預かりすることが難しい場合があります。

場所：甲田いづみこども園（甲田町高田原 2500-3）

利用方法：事前登録が必要です。利用される場合は、前日までに甲田いづみこども園へ予約してください。

利用前日または当日に、かかりつけ医または増田ファミリークリニック（甲田町高田原）を受診し、医師が利用可能と判断した場合は、診断情報提供書兼医師連絡票を甲田いづみこども園へ提出してください。

問い合わせ先：甲田いづみこども園 病児・病後児保育室 電話：45-7270

⑪ 放課後児童クラブ

放課後や長期休業期間中（春・夏・冬休み）に、就労等により保護者が家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供しています。

問い合わせ先：安芸高田市子育て支援課 電話・お太助フォン：47-1283



⑫ 児童発達支援

心身に障害やその疑いのある幼児等に対し、基本的な生活動作の習得や集団生活への適応を目指して、指導及び療育訓練を行います。障害児通所給付費の支給決定を受けている就学前の幼児等が対象です。

⑬ 放課後等デイサービス

療育が必要な障害児等に対し、放課後や夏休み等において生活能力向上のための訓練等を行います。障害児通所給付費の支給決定を受けている学校就学中の児童生徒が対象です。

問い合わせ先：安芸高田市社会福祉課 電話・お太助フォン：42-5615

⑭ ファミリー・サポート・センター事業

提供会員（預かりや支援をする人）が、依頼会員（預かりや支援をお願いする人）の生後6か月～小学校6年生以下（障害がある場合は中学校3年生以下）の児童を支援する事業です。この事業は安芸高田市社会福祉協議会が実施しています。

支援内容：保育施設までの送迎、保育施設・放課後児童クラブの開始前や終了後の児童の預かり、冠婚葬祭や兄弟の学校行事の児童の預かり等

利用料金：

通常・ 日中の 預かり	月～土曜日	1時間 900円 (利用者負担 300円)	料金の2/3を1日 あたり4時間まで市 が支援します
	日・祝日・年末年始	1時間 1,050円 (利用者負担 350円)	
宿泊を伴う預かり		1泊 12,000円 (利用者負担 4,000円)	料金の2/3を1月 あたり2日まで市が 支援します

問い合わせ先：安芸高田市社会福祉協議会吉田支所
電話・お太助フォン：47-1311



知っておきたいお金のこと

① 出産育児一時金

安芸高田市国民健康保険に加入している方が出産したとき、世帯主に対し、1児につき42万円が支給されます。(※産科医療保障制度対象外の場合は、40万8千円となります。)
産科医療保障制度とは、分娩に関連して赤ちゃんが重度脳性麻痺となった場合、赤ちゃんとその家族の経済的負担を補償するものです。また、妊娠12週以上の死産や流産の場合も出産育児一時金は支給されます。

詳しくは、安芸高田市のホームページをご覧ください。

受取方法：直接支払制度

安芸高田市では、原則として医療機関等が被保険者に代わって、出産育児一時金の申請や受取を行います。この方法を利用した場合、医療機関等の窓口での負担は、出産育児一時金を超える費用のみです。事前申請は必要なく、入院時に直接支払い制度の利用の契約をすることで利用できます。

- 出産費用が42万円(※40万8千円)を超えた場合は、出産育児一時金を超えた金額のみ医療機関等へお支払いください。
- 出産費用が42万円(※40万8千円)未満の場合は、出産後、市役所保険医療課または各支所で申請し、差額を受け取ることができます。

問い合わせ先：安芸高田市保険医療課 電話・お太助フォン：42-5619

➤ 社会保険等に加入されている方は、各保険者にご相談ください。

② 医療費の助成

■ 未熟児養育医療費助成

入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において、必要な医療を受けた場合に、医療費が一部公費負担されます。

詳しくは、安芸高田市のホームページをご覧ください。

問い合わせ先：安芸高田市健康長寿課 電話・お太助フォン：42-5633

■ 自立支援医療（育成医療）

身体に障害を有するか、現存する疾患をそのまま放置すると将来障害を残すと認められ、確実な治療の効果が期待できる18歳未満の方を対象に、手術等の医療費を助成します。

詳しくは、安芸高田市のホームページをご覧ください。

問い合わせ先：安芸高田市社会福祉課 電話・お太助フォン：42-5615

■乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障害者・精神障害者の医療費助成

助成項目	対象者等	備考
乳幼児等医療費の助成	0～18歳到達年度までの乳幼児等が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。	一部負担金（自己負担）があります。 ・通院 500 円/日（月 4 日まで） ・入院 500 円/日（月 14 日まで） ※16～18 歳に限り、加入している健康保険の種類により助成が受けられない場合があります。
ひとり親家庭等医療費の助成	0～18歳到達年度までの乳幼児等で、ひとり親家庭等の方が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。	所得税非課税世帯のみで、一部自己負担金（自己負担）があります。 ・通院 500 円/日（月 4 日まで） ・入院 500 円/日（月 14 日まで）
重度心身障害者医療費の助成	身体障害者手帳 1～3 級の方・療育手帳 [Ⓐ] ・ [Ⓑ] の方 が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。	所得制限があります。また一部負担金（自己負担）があります。 ・通院 200 円/日（月 4 日まで） ・入院 200 円/日（月 14 日まで）
精神障害者医療費の助成	精神障害者保健福祉手帳 1 級と自立支援医療受給者証（精神通院）の両方を所持されている方が受けた通院医療費の自己負担分の一部を助成します。	所得制限があります。また一部負担金（自己負担）があります。 ・通院 200 円/日（月 4 日まで）

問い合わせ先：安芸高田市保険医療課 電話・お太助フォン：42-5619

③ 保育料無償化

令和元年 10 月から、安芸高田市に居住している 3 歳児から 5 歳児の保育・教育料を無償化しています。また、給食費についても無償としています。

問い合わせ先：安芸高田市子育て支援課 電話・お太助フォン：47-1283



④ 児童手当

家庭における生活の安定と児童の健やかな成長のために、中学校終了前までの児童を養育している方に支給されます。

年 齢	児童手当 所得制限限度額未満	特例給付 所得制限限度額以上 所得上限限度額未満	所得上限限度額以上
3歳未満	15,000円	一律5,000円	支給なし
3歳以上小学校終了前 (第1子・第2子)	10,000円		
3歳以上小学校終了前 (第3子以降)	15,000円		
中学生	10,000円		

⑤ 特別児童扶養手当

世帯の経済的な安定と児童の福祉の増進を図るために、20歳未満で精神又は身体に重度または中度の障害がある児童を養育されている方に支給されます。

なお、所得制限など支給要件があります。

⑥ 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童が養育される家庭などの生活の安定と自立の促進のため、その児童を養育する保護者に支給されます。

なお、所得制限など支給要件があります。

⑦ 誕生お祝い金

次代を担う子どもの誕生をお祝いすると共に、子育てをする家庭の経済的負担を軽減することを目的とし誕生お祝い金を支給します。

支給金額：乳児一人につき1万円

⑧ 在宅育児世帯支援給付金

保護者と過ごす生活時間を増やし、幼児期における家族やふるさとに対する愛着形成を深めるため、家庭において乳幼児の保育を実施する保護者に対し、在宅育児世帯支援給付金を支給します。

生後6か月になった月から17か月までの乳幼児一人につき1か月2万円



問い合わせ先：安芸高田市子育て支援課 電話・お太助フォン：47-1283

押さえておこう救急医療

休日や夜間の急な病気やケガの時

■広島県小児救急電話相談

＃8000 または 電話 082-505-1399 (受付 19時～翌8時)

夜間の急病について、看護師や小児科医が相談に応じます。

もし、洗剤などを飲んでしまったら、

■日本中毒情報センター (中毒 110 番)

大 阪 072-727-2499 (24 時間)

つくば 029-852-9999 (9 時～21 時)

焦らずに、次の内容を伝えてください。

誤飲したもの(正確な名称)と量

お子さんの年齢・体重・今のお子さんの様子

化学物質(たばこ・家庭用品等)医療品・動植物などの誤飲について相談にも応じます。

災害に備えておきましょう

災害に備えて、日ごろから準備をしておく心安心です。

① 家具の置き方は工夫していますか？

地震に備えて、家具や家電などを固定し転倒防止対策をしておきましょう。また寝室や子ども部屋にはできるだけ家具を置かないようにしましょう。置く場合は、なるべく低い家具にし、倒れた時に出入り口をふさがない位置に置きましょう。また、懐中電灯やスリッパ、ホイッスルがあると避難時に役立ちます。

② 食料や飲料などの備蓄は十分ですか？

電気・ガス・水道のライフラインが止まった場合に備えて、普段から保存食や飲料水を備蓄しておきましょう。防災のために特別に用意するのではなく、普段の生活で利用している食品等を備えましょう。

飲料水 3日分 (1人1日3Lが目安)

非常食 3日分 ご飯(アルファ米など)・ビスケット・乾パン・チョコレートなど

おむつ、おしりふき、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、マッチ、ろうそく
カセットコンロなど

※ 大規模災害発生時には、1週間分の備蓄が望ましいとされています。また、飲料水とは別に、トイレを流すための生活用水も必要です。水道水を入れたポリタンクを準備しておきましょう。

③ 非常用持ち出しバックの準備はできていますか？

自宅が被災したときは、安全な場所に避難し避難生活を送ることになります。

非常時に持ち出すものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐ持ち出せるようにしておきましょう。

- 飲料水、食料品（カップ麺・缶詰・ビスケット・チョコレートなど）
- 貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- 救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
- ヘルメット、防災ずきん、マスク、軍手、懐中電灯、携帯電話の充電器など
- 衣類、下着、毛布、タオル
- 洗面用具、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、携帯トイレ

※乳児のいるご家庭は、ミルク・紙おむつ・哺乳瓶なども用意しておきましょう。

④ ご家族同士の安否確認方法が決まっていますか？

別々の場所にいるときに災害が発生した場合でもお互いの安否を確認できるよう、日ごろから安否確認の方法や集合場所などを事前に話し合っておきましょう。災害時には、携帯電話がつながりにくくなり、連絡がとれない場合もあります。連絡がとれない場合は、以下のサービスを利用しましょう。

■災害用伝言ダイヤル 171

局番なしの「171」に電話をかけると、伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが、伝言を再生できます。携帯電話やPHS、一般加入電話や公衆電話、一部のIP電話からも利用できます。

■災害用伝言版

携帯電話やPHSからインターネットサービスを利用して文字情報を登録し、自分の電話番号を知っている家族などが情報を閲覧できます。

⑤ 避難場所や避難経路を確認していますか？

いざ災害が起きた時に慌てずに避難するためにも、市ホームページや国土交通省ハザードマップポータルサイトなどから防災マップやハザードマップを入手し、避難場所や避難経路を事前に確認しておきましょう。

国土交通省のハザードマップポータルサイトは、災害の情報や防災に役立つ情報を閲覧できるWeb地図サイトです。豪雨・津波・火山噴火など、災害の種類によって安全な避難場所が異なります。それぞれの災害をイメージして、どのように行動すれば安全に避難できるか家族で考えてみましょう。

（厚生労働省ホームページより引用）



STOP! 子どもの虐待

全ての子どもは「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの虐待とは、子どもの体と心の成長、人格の形成に深刻な影響を与える、重大な権利侵害です。また世代を超えて、虐待の連鎖につながる恐れがあります。

虐待は保護者や養育者によって、18歳未満の子どもの心や体に加えられる有害な行為のことをいいます。子どもの虐待には大きく分けて、次の4つのタイプがあり、これらが重複して起こることもあります。

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト（養育の放棄・怠慢）

心理的虐待

隣人として、気になると思ったら、疑いの場合でもよいので、積極的に連絡（相談）をしてください。子どもも大人も助けを求めています。相談は、保護者を告発するだけでなく、援助の始まりです。あなたの早期の連絡によって守れる未来があります。

子どものサインに気づいて！

虐待をされ続けて育った子どもは、それが当たり前と思い込み、助けを求めることをしないことがあります。また、乳幼児は助けを求めることができません。周りの誰かが気づくことが、解決に繋がります。

子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。虐待を受けているのではないかと思われる子どもを見かけた場合など、下記へご連絡ください。

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身や家族が出産や育児に悩んだら。

子育てに悩む保護者がいたら。

相談・連絡先

- 児童相談所全国共有ダイヤル 189（いちはやく）
- 広島県西部子ども家庭センター 082-254-0381
- 安芸高田市子育て支援課 47-1283